

## 教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応マニュアル

### 1. 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

(※)新型コロナウイルスの感染が疑われる場合とは

- ・「息苦しさ」、「強いだるさ」、「高熱」などの強い症状がある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合
- ・高齢の方、基礎疾患がある方、妊婦の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

- (1) 無理せず出勤しないで特別休暇（出勤困難休暇）を取得する。
- (2) かかりつけ医、または新型コロナ受診相談窓口で電話相談し、所属長と人事労務課に報告する。

■担当：人事労務課 労務安全係

■電話番号：042-443-5028

■メールアドレス：shokuin-k@office.uec.ac.jp

- (3) 本人からの報告事項

#### ①新型コロナ外来を受診した場合

ア) PCR検査受診の有無

- a) PCR検査受診有の場合、結果判明までの時期
- b) PCR検査受診無の場合、医師の指示内容

#### ②PCR検査結果

ア) 陽性となった場合

■状況等

- 月○日 (○) 発熱 (○℃)
- 月○日 (○) PCR検査受診
- 月○日 (○) 陽性判定
- 月○日 (○) 入院

■感染経路

■濃厚接触者の有無

■保健所から本人への指示内容

イ) 陰性となった場合

医師の指示内容

#### ③新型コロナ外来を受診する必要が無い場合

医師の指示内容

### 2. 濃厚接触の疑いがある場合

- (1) 無理せず出勤しないで特別休暇（出勤困難休暇）を取得する。
- (2) かかりつけ医、または新型コロナ受診相談窓口で電話連絡し、所属長と人事労務課に報告する。

- (3) 本人からの報告事項

#### ①保健所によって濃厚接触者であることが明らかとなった場合

ア) PCR検査受診の有無

- a) PCR検査受診有の場合、結果判明までの時期

b) PCR検査受診無の場合、医師の指示内容

イ) PCR検査結果

a) 陽性となった場合

■状況等

○月○日(○)発熱(○℃)

○月○日(○)PCR検査受診

○月○日(○)陽性判定

○月○日(○)入院

■感染経路

■濃厚接触者の有無

■保健所から本人への指示内容

b) 陰性となった場合

医師の指示内容

②濃厚接触者ではない場合

保健所の指示に従う。

### 3. 学内の被害の拡大防止

(1) 臨時休業について

教職員の感染が判明した場合には、症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に判断し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の必要性について保健所と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。

(2) 施設の使用制限について

保健所の指示により、施設の使用制限や消毒などを行う。

### 4. 報告関係(人事労務課)

(1) 感染者が出た場合

①危機対策本部に報告する。

②文部科学省に報告する。(別紙)

③産業医に報告する。

(2) 濃厚接触者が出た場合

①危機対策本部に報告する。

②産業医に報告する。

### 5. 報道対応

(1) 対応責任者: 担当理事

(2) 対応部署: 総務企画課広報・基金・卒業生室

(3) HPへの掲載(別紙)